

警察庁丁備企発第44号
令和5年3月2日

文部科学省大臣官房総務課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について

警察では、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事等に向け、テロ等違法行為の未然防止に万全を期すため、各種対策を推進しているところである。しかしながら、昨年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃されるという重大事件が発生し、使用された爆発物については、インターネットを通じて調達した化学物質で製造された旨が報じられたほか、近時、市販の化学物質から爆発物を製造する事案が複数発生している。過去には、学校に保管されている化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案も発生しており、今後も、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われることが強く危惧される。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質を取り扱う販売事業者等に対して継続的に個別訪問を行い、盗難防止等のための保管管理の徹底、盗難・紛失発生時の通報、販売時における本人確認の徹底、不審な購入者に関する情報の通報等を依頼しているところである。

貴省におかれても、当庁からの要請（平成30年12月13日付け警察庁丁備企発第247号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化について」）に基づき、管轄下の学校等に対して、管理の徹底等に係る指導を行っていただいているところ、これまでも、爆発物の製造に学校管理の化学物質を使用したとみられるケースが発生したことを踏まえ、学校等で使用する化学物質のうち、特に上記11品目の管理強化として、

- 定期的な数量の確認と簿冊等による確実な管理を行うこと
- 施錠設備のある保管場所への保管と確実な施錠を行うこと
- 学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること

について改めて指導するとともに、その取扱いに係る化学物質が盗難に遭い、又は紛失したときは、直ちに、警察へ届け出るよう周知徹底することとされたい。

また、学生等に対する、化学物質の誤った取扱いによる危険性等についての指導・教養の推進も含め、引き続き、同種事案の再発防止に向け、管轄下の学校等に対する指導を徹底することとされたい。